

立川市都市計画審議会

令和2年2月18日（火）

○日 時 令和2年2月18日(火曜日)午前9時30分

場 所 立川市役所 208・209会議室

○出席委員(15名)

会 長 16番 古 川 公 毅 君

副 会 長 13番 高 橋 賢 一 君

1 番 伊 藤 大 輔 君

2 番 伊 藤 幸 秀 君

3 番 大 橋 南海子 君

5 番 門 倉 正 子 君

6 番 上 條 彰 一 君

7 番 木 原 宏 君

8 番 小 松 清 廣 君

9 番 佐 藤 淳 一 君

10 番 佐 藤 升 君

11 番 鈴 木 孝 治 君

12 番 鈴 木 豊 君

14 番 対 馬 ふみあき 君

17 番 山 本 洋 輔 君

○欠席委員(2名)

4 番 大八木 清 高 君

15 番 長 島 伸 匡 君

○出席説明員

市 長 清 水 庄 平 君

副 市 長 田 中 準 也 君

まちづくり部長 小 倉 秀 夫 君

都市計画課長 白 坂 浩 二 君

都市計画係長 串 田 直 隆 君

都市計画課主査 半 貫 俊 夫 君

都市計画係 井 上 大丈夫 君

ごみ減量化担当部長 野 澤 英 一 君

新清掃工場準備室長 卯 月 寿 一 君

新清掃工場準備室建築係長 二 橋 寛 典 君

建築指導課長 伊 東 佐知子 君

建築指導課審査係長 石 堂 修 君

○議事次第

1 辞令伝達式

2 開 会

3 市長挨拶

4 議 題

1. 案件審査会

諮問第2号

建築基準法第51条ただし書きの規定に基づくごみ焼却場の敷地の位置につ

いて

諮問第 3 号

特定生産緑地の指定に係る意見聴取について

諮問第 4 号

立川都市計画道路の変更（東京都決定）に伴う意見書の提出について

2. その他

5 閉 会

開会 午前9時30分

○白坂都市計画課長 皆さん、おはようございます。立川市まちづくり部都市計画課長の白坂です。

それでは、ただいまより都市計画審議会を開催したいと存じます。

本日は、立川警察署長と市民委員の長島委員から欠席の御連絡を頂いております。

審議会開催に当たり、市長から御挨拶申し上げます。

○清水市長 皆さん、おはようございます。本日は大変お忙しいところ、立川市都市計画審議会に御出席いただきまして、大変ありがとうございます。また、日頃から立川のまちづくり等に御尽力を頂いておりますことに、改めて御礼を申し上げる次第でございます。

委員の皆さんには、今後とも立川のまちづくりにつきまして御指導を賜りますよう、よろしくお願い致します。

さて、本市では、現在、最重要課題として、新清掃工場建設に向けた手続きを進めているところでございます。本日、最初に御審議を頂きますのは、この新清掃工場建設に当たり、建築基準法第51条ただし書きの規定に基づき、都市計画上の支障の有無につきましてお諮りをするものでございます。

本日の議題は、案件審査として諮問が3件ございます。詳しくは担当から御説明を申し上げますので、よろしく御審議くださるようお願いいたします。

○白坂都市計画課長 ありがとうございます。

では、会長、進行をよろしくお願いいたします。

○古川会長 それでは、案件審査会を開催いたします。

○白坂都市計画課長 では、最初に、清水立川市長より諮問をお願いいたします。

○清水市長 立川市都市計画審議会会長 古川公毅殿。

都市計画について（諮問）。

貴審議会に次の事項について諮問いたします。

1 諮問第2号「建築基準法第51条ただし書きの規定に基づくごみ焼却場の敷地の位置について」。

2 諮問第3号「特定生産緑地の指定に係る意見聴取について」。

3 諮問第4号「立川都市計画道路の変更（東京都決定）に伴う意見書の提出について」。

て」。

以上でございます。どうぞよろしくお願いいたします。

○古川会長　　ただいま諮問をお預かりいたしました。

傍聴人はいらっしゃいますか。

（「いらっしゃいます」と呼ぶ者あり）

○古川会長　　本日、傍聴されている皆様に御注意申し上げます。席上に配付しました「傍聴者の方へ」という用紙に、傍聴中の禁止事項が記載されております。これらの行為が行われた場合、退席を求めることとなりますので、御了承をお願いします。

それでは、案件審査に入ります。

本日、審議いたします案件は、諮問第2号 建築基準法第51条ただし書きの規定に基づくごみ焼却場の敷地の位置について、諮問第3号 特定生産緑地の指定に係る意見聴取について、諮問第4号 立川都市計画道路の変更（東京都決定）に伴う意見書の提出について、以上3件でございます。案件が多うございますので、進行について御協力をお願いいたします。

それでは、諮問第2号について事務局より説明をお願いいたします。

○伊東建築指導課長　　建築指導課長の伊東でございます。よろしくお願いいたします。ちょっと長いので、着座にて説明させていただきます。

それでは、諮問第2号 建築基準法第51条ただし書きの規定に基づくごみ焼却場の敷地の位置について御説明いたします。

初めに資料の確認をさせていただきます。A4判横の資料が表紙を含めて6枚、A3判横の資料が5枚でございます。不足などございませんでしょうか。よろしいでしょうか。

では、まず、表紙、目次をめくっていただきまして、1ページ目の建築基準法第51条ただし書きの許可についてを御覧ください。

まず、（1）の建築基準法第51条について御説明いたします。

都市計画区域内においては卸売市場、火葬場又はと畜場、汚物処理場、ごみ焼却場、その他政令で定める処理施設の用途に供する建築物は、都市計画においてその敷地の位置が決定しているものでなければ、新築し、又は増築してはならないと規定されております。これにはただし書きの規定があり、ただし、特定行政庁が市町村都市計画審議会の議を経てその敷地の位置が都市計画上支障がないと認めて許可した場合は、この限り

でないとなっております。

次に、（２）の立川市都市計画審議会への付議理由でございますが、計画の建築敷地は、ごみ焼却場として都市計画決定をした立川市域約1.26ヘクタールに加え、都市計画決定されていない昭島市域の約1.17ヘクタールを含めた約2.43ヘクタールとしております。これは、現清掃工場の敷地更新を進めるに当たり策定した立川市新清掃工場整備基本計画で、立川基地跡地昭島地区公共利用分約1.26ヘクタールを新清掃工場の設置予定地としておりましたが、その後、隣接する昭島市域約1.17ヘクタールを含めて、周辺地域への緩衝帯、緑地保全及び防災機能を持つオープンスペースなどとして、一体的に利用することになったためでございます。

都市計画決定されていない昭島市域を含めた敷地でごみ焼却場の用途に供する建築物を新築する場合には、建築基準法第51条ただし書きの規定に基づき、特定行政庁が当該市町村都市計画審議会の議を経て、その敷地の位置について都市計画上支障がないと認めて許可する必要があります。このことから、ごみ焼却場の敷地の位置が都市計画上の支障の有無について審議会に諮問するものであります。

次に、本案件の内容について御説明いたします。

１枚おめくりください。２ページ目を御覧ください。ごみ焼却場の計画について御説明いたします。

事業主体は、立川市でございます。

名称は、立川市ごみ焼却場。

位置は、地番が立川市泉町2002番地、昭島市もくせいの杜２丁目３番２号、３号及び４号で、敷地面積は２万4,354.56平方メートルでございます。そのうち立川市域は１万2,666.26平方メートル、昭島市域は１万1,688.3平方メートルとなっております。

また、土地の所有者は、立川市域、昭島市域ともに立川市となっております。

処理能力は、１日60トンの処理能力を持つ炉が２基、合計１日最大120トンとなっております。

建築概要については、８ページ目の配置図に合わせて御説明させていただきます。

続きまして、１枚おめくりください。

広域見取図になります。図の上側が北方向でございます。申請地は、見取図左上部分のハッチングと赤枠で囲まれた部分でございます。本市の西側、昭島市の東部の立川市と昭島市境にまたがっているところで、ＪＲ中央線立川駅から北西に約３キロメートル、

J R 青梅線東中神駅から北に約1.2キロメートルに位置しております。

1 枚おめくりください。4 ページ目になります。

先ほどの広域見取図を拡大した付近見取図でございます。ハッチングと赤枠で囲まれた部分が申請地となっております。申請地の周囲の状況は、北側に昭島市むさしの公園、北東側に立川市泉町西公園、立川市立大山小学校、南東側に昭和記念公園、南側が残堀川調整池、南西側に国際法務総合センターとなっております。また、計画地の北東から南東側に沿って残堀川がございます。周囲を公共施設に囲まれた敷地となっております。

続きまして、1 枚おめくりください。A 3 判資料の5 ページ目になります。

立川市都市計画図になります。図の上側が北方向でございます。図の中央下の黒枠に薄いオレンジ塗りの部分が申請地となっております。

なお、この都市計画図では用途地域は第一種低層住居専用地域となっておりますが、平成30年9月10日に都市計画変更の告示がされております。

1 枚おめくりください。

前のページの立川基地跡地昭島地区の変更箇所と書かれている部分の一部拡大図となります。図中心の赤枠と薄い赤塗りの部分が申請地となります。下の表の赤枠内の後と書かれた部分が変更された用途地域となります。今の立川市域の用途地域は、第二種住居地域でございます。

1 枚おめくりください。

昭島市の都市計画図でございます。図の右上の赤枠部分が申請地となっており、申請地の左上の青い三角分が昭島市域となります。昭島市域の用途地域は、第一種低層住居専用地域となっております。

続きまして、1 枚おめくりください。8 ページになります。

配置図になります。敷地内の建物計画となります。2 ページ目の概要と併せて御覧ください。

施設配置図で図の上側が北方向でございます。敷地面積は2万4,354.56平方メートルでございます。敷地中央の赤いラインが行政界で、南東側が立川市域、北西側が昭島市域です。計画建物は全て立川市域側に建築の予定となっております。昭島市域部分については、緩衝帯、緑地、防災機能を持つオープンスペースを設ける予定となっております。

計画敷地内の建物は4棟ございます。敷地中央のごみの焼却を行う工場棟、1と書かれた部分です。これは鉄骨造、鉄筋コンクリート造、鉄骨鉄筋コンクリート造の混構造で、5階建ての延べ面積が6,998.49平方メートルでございます。

次に、敷地北側の見学者説明室や執務スペースがある管理棟、2と書かれた部分です。これは鉄筋コンクリート造の3階建ての延べ面積が、1,233.18平方メートルでございます。

次に、敷地南西側の搬入車両の持込み量を計測している計量棟、3と書かれた部分です。計量棟は、鉄骨造の平屋建ての延べ面積が184.62平方メートルでございます。

最後に、敷地北東側の休憩エリアの東屋は、4と書かれた部分です。鉄骨造の平屋建ての延べ面積が9平方メートルで、合わせて敷地内に4棟を計画しております。

延べ面積の合計は、8,425.29平方メートルでございます。建築物の最高高さは、工場棟の29.8メートル、煙突高さは59メートルでございます。

車の出入りにつきましては、南西側の幅員12メートルの区画道路4号線より行い、ごみ収集車等と見学バスの動線については、配置図に記載させていただいております。

ごみ収集車は、計量棟の北側を通行し、工場棟北側と管理棟の間を通り、工場棟内でごみピットへごみを降ろした後に、工場棟の南側を通り、敷地外へ出ていきます。

一般の持込み車については、計量棟で受付をした後に、管理棟南側、工場棟の北側のところにある搬入用計量機で重さを測り、工場棟内でごみを降ろした後に、再度、計量棟にて重さを測り、敷地外へ出ていきます。

見学バスにつきましては、赤色の行政界ラインに沿って敷地内北側へ行き、管理棟北側の駐車場に駐車いたします。

また、敷地内にごみ収集車の待機場所を設けており、区画道路4号線や敷地西側の都市計画道路昭3・2・11号線へ、交通上の影響について配慮しております。

また、敷地周囲や敷地内への緑地の設置、工場棟や管理棟への屋上緑化などにより、周囲への緑の配慮を行う予定でございます。

以上が計画の概要でございます。

続きまして、1枚おめくりください。9ページ目になります。

計画建築物を北西方向から見た完成予想パースでございます。

なお、施設の稼働に伴う周辺地域の生活環境に及ぼす影響については、廃棄物の処理及び清掃に関する法律の規定に基づく生活環境調査を行っており、結果は、生活環境の

保全を確保できると報告されております。生活環境影響調査結果及び周辺住民等への説明会の経緯、昭島市との合意につきましては、詳細は新清掃工場準備室長より御説明いたします。

○卯月新清掃工場準備室長　それでは、ここから、新清掃工場準備室の卯月のほうから、新清掃工場に関する生活環境影響調査の結果、周辺住民等への説明会の経緯の詳細などについて説明させていただきます。説明は長くなりますので、着座で説明させていただきます。

机上に配付しております参考資料は併せて御覧ください。

初めに、生活環境影響調査について御説明いたします。

参考資料の２ページを御覧ください。

環境影響評価法に基づく環境アセスメントの対象となる事業は、道路、鉄道、飛行場、発電所など13種類となり、環境に大きな影響を及ぼすおそれのある事業を定めておりますが、ごみ焼却施設はその対象外となっております。また、東京都環境影響調査条例では、１日当たり200トン以上の処理能力を持つごみ処理施設が条例の対象となりますが、本市が計画している施設の処理能力は、１日当たり120トンであり、条例の対象外となっております。

一方、廃棄物の処理及び清掃に関する法律において、ごみ焼却施設はその能力が１時間当たり200キロ以上または火格子の面積が２平方メートル以上の施設は、一般廃棄物処理施設の設置の届出が必要となり、届出時に周辺地域の生活環境に及ぼす影響について調査結果を記載した書類を添付しなければならないとされていることから、規定に即して必要な生活環境に及ぼす影響について調査を行っております。

参考資料の３ページを御覧ください。

調査予測項目についてでございます。新清掃工場整備基本計画検討委員会の検討前、廃棄物処理施設生活環境影響調査指針で示されている大気汚染、悪臭、騒音・振動の項目に、東京都環境影響評価条例などを参考とする９項目を加えた12項目を実施しております。本計画の環境影響調査の結果は、12の調査項目について全て目標を満足するという分析結果となっており、生活環境の保全を確保できると考えております。

参考資料の４ページを御覧ください。

新清掃工場では、法基準よりも厳しい自主基準値を定め、その値を設計条件として事業を進めることとしております。

参考資料の 5 ページを御覧ください。

廃棄物処理及び清掃に関する法律第 9 条の 3 第 2 項の規定、及び立川市一般廃棄物処理に係る生活環境影響調査結果の縦覧等の手続に関する条例に基づき、生活環境影響調査の結果を調査書に取りまとめ、調査書の縦覧、意見書の提出を受け付けるとともに、住民説明会を開催しております。

生活環境影響調査書の縦覧につきましては、平成30年 4 月10日から 5 月10日まで、意見書の提出につきましては、平成30年 4 月10日から 5 月24日まで実施しております。この間、意見書の提出はございませんでした。

生活環境影響調査に関する住民説明会については 3 回開催し、計55名の参加がございました。

参考資料の 6 ページを御覧ください。新清掃工場の建設に伴う周辺住民等の説明会の開催経過について御説明いたします。

これまで 7 種類の内容に関する説明会を立川市域で10回、昭島市域で 5 回、計15回開催し、延べ400人を超える方の参加を頂き、事業について説明してまいりました。施設については、市民生活に欠くことができない施設であり、建設について御理解いただけている状況でございます。引き続き周辺住民、周辺地域には丁寧に説明を行ってまいります。

なお、昭島市とは、昭島市域には周辺地域との間の緩衝帯、緑地、防災機能を持つオープンスペース等を設けること、昭島市域には焼却等のごみ処理の用に供する建築物等の施設を設置しないという内容の覚書を、平成30年 3 月30日に締結しております。

説明は以上となります。

○伊東建築指導課長 新清掃工場準備室長より、生活環境影響調査結果及び周辺住民等への説明会の経緯、立川市と昭島市との合意について説明がありました。

以上のことから、特定行政庁としては、敷地の位置について、都市計画上支障がないと考えております。建築基準法第51条ただし書きの規定に基づき、都市計画上の支障の有無について御審議のほどよろしく申し上げます。

また、申し訳ありません、1 点訂正をさせていただきたいと思います。先ほど、敷地の所有について、立川市域、昭島市域ともに立川市と申し上げましたが、敷地の所有は現在は財務省でございます。供用開始後に譲与申請等をする予定になっております。申し訳ありませんでした。

説明は以上になります。

○古川会長　説明は終了しました。

御質問等ございましたら、お受けいたします。

はい、どうぞ。

○上條委員　2点質問させていただきたいと思います。

1点目は、住民説明会の関係でありますけれども、7種類、15か所で説明会が行われて、延べ449人の方が参加をされたということではありますが、どのような御意見とか御要望が出されたのか、お聞かせを頂きたいと思います。

それから、もう1点目は、昭島市域との関係であります。用途地域が第一種低層住居専用地域となっているということもありますし、法務総合センターなどもつくられて、周辺の住民の皆さんからは当初、迷惑施設がこれ以上増えるのは困るというような御意見もあったと思います。その後、昭島市域について、緩衝帯でありますとか、緑地や防災機能としてのオープンスペースなども設けられるということになりまして、住民の皆さんへの説明も丁寧な説明が行われてきたんじゃないかと思いますが、対応としては、住民の方への説明の中で、一定の変化というか、御理解などは頂けているのかどうか、お答えください。

○古川会長　では、市のほうからお願いいたします。

○卯月新清掃工場準備室長　まず、説明会における意見、要望等についてでございます。

意見については、大きなところでは、周りへの影響がないのかとか、車の搬入、どうなるのかとかというような御意見等を頂いているところでございます。また、要望については、災害時についてどのような形になるのか、あとは、工場のように見えるけれども、周辺との調和を図った施設にしていきたいというような御要望がございました。

また、昭島市域での説明会においては、昭島市のごみを一緒に燃やすことはできないのかというような御意見等もございました。御意見に対しましては、昭島市のごみ云々という話につきましては、立川市のごみを燃やす施設、立川市単独施設であるというような御説明をさせていただいているところでございます。

また、昭島市からは、災害時には昭島市民についても立川市民と区別せず対応していただきたいというような御意見を頂いているところでございます。

そのほか、施設につきましては、先ほど説明させていただきましたが、両地域とも市民生活に欠くことのできない施設であるということは、理解しているということでござ

います。その中で、できるだけ市民に親しまれるような施設にしてもらいたいというようなお話がございました。

以上でございます。

○古川会長 はい、どうぞ。

○上條委員 そうしますと、立川の市民の皆さんはもちろんでありますが、昭島市のこの近隣の住民の皆さんの御理解は、十分得られているということで理解してよろしいのかどうか。

それから、今後の手続、スケジュールの関係でありますけれども、先ほど、財務省との関係で、敷地は現在、財務省で、その後、立川市のほうで取得するという手続についての御説明ありましたが、そのほか、いろいろ手続上で今後取っていく必要があることについて御説明をお願いいたします。

それから、一つ出ていた車の搬入の関係であります、なかなか集めたごみが夏場などは結構異臭を発するとか、いろいろ近隣の住民の方に御迷惑をおかけするというのもありまして、車の搬入なんかについての懸念の声というのはあるわけですが、そこら辺の例えば工夫とか、そういったことについての対応などについての検討はどのような状況になっておるのか、お聞かせください。

○古川会長 では、市からお願いします。

○卯月新清掃工場準備室長 まず、1点目、市民の十分理解を得られているのかということでございます。こういう事業ですので、100%ということではございませんが、基本的に市民の皆様は、先ほど何回かお話ししていますが、市民生活に欠くことのできない施設であるから理解すると、ただ、そのためには、より良い施設にしてもらいたいというような御意見を頂戴しているところでございます。

また、敷地を含めての今後の手続というお話でございますが、まず敷地については、現在、財務省と無償貸付の契約をさせていただいております。今後、供用を開始しましたら、無償譲与の申請を現段階では予定しております。それまでの間としましては、3月末までには計画通知等を出しまして、着手する準備を整えまして、令和4年の下期には試運転を開始し、令和5年の3月1日から正式な運用を開始する計画としております。

また、車についてでございます。車について、収集車からの異臭というようなお話は、説明会でも問題はないのかというような御意見がございましたが、現在、立川市で使用している収集車から異臭が漏れるようなことはないと考えておりますので、その辺は問

題ないのかと考えております。

また、ルートにつきましては、現在、立3・2・38号線の事業も進められております。
一応、計画では33年度というふうなお話もありますが、そういう点も含めまして、周辺へできる限り影響がないようなルート設定をしていきたいというふうに考えております。
以上でございます。

○古川会長　ほかにございませんか。

はい、どうぞ。

○伊藤(大)委員　1点だけ教えてください。昭島のほうの土地の件なんですけど、これ、資料の8の図にあるんですけど、防災機能を持つというところについて、何か具体的に建物とか何か物が置かれるということなのか、それともオープンスペースという意味での防災機能ということなのか、教えてください。

○卯月新清掃工場準備室長　まず、昭島市の覚書の中で、ごみの処理の用に供する建物は建てないというふうなお話になっておりますので、そのような建物は建てる計画は現在ございません。ただ、どのような防災機能かということですが、これは地域防災計画の中で、災害発生時の応援職員の受入れ拠点として検討するというのが文言として書かれておりますので、そういうことを検討していった中で、必要な機能をつくると。その中でオープンスペースというものは、これは災害発生時にも非常に必要になりますし、通常の運営における環境学習においても必要になるものになりますので、そういうことを踏まえて、これからしっかりと検討して、建物の中の会議室であるとか見学者説明室等ありますので、一体的に活用できるような整備内容を検討する計画でございます。

以上でございます。

○古川会長　よろしいですか。

ほかにございませんか。

それでは、ないようですので、これより順次、討論、採決を行いたいと思います。

本件におけるごみ焼却場の敷地の位置が都市計画上支障はあるか否かについて、討論はございますか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○古川会長　それでは、採決を行いたいと思います。

諮問第2号　建築基準法第51条ただし書きの規定に基づくごみ焼却場の敷地の位置については、都市計画上支障がないとすることに御異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○古川会長　それでは、異議なしと認め、諮問第2号については、都市計画上支障がないと答申することといたします。

暫時休憩といたします。

建築指導課、新清掃工場準備室、両長が退席されます。

(休 憩)

○古川会長　それでは、休憩を解いて会議を再開いたします。

次に、諮問第3号について事務局から説明をお願いします。

○白坂都市計画課長　特定生産緑地の指定について説明させていただきます。着座にて説明させていただきます。

初めに、資料の確認をさせていただきます。

資料は、先ほどの諮問第2号に続けて添付してございます。事前送付した資料は、今回受付をした特定生産緑地地区を示した指定書と市内の特定生産緑地の指定区域を示した指定総括図となります。また、本日、机上配付した参考資料は、今回申請がありました指定図の指定番号を示した地区リスト、区域を拡大した指定図案、スライド参考資料となります。

不足等はございませんでしょうか。よろしいでしょうか。

それでは、説明いたします。

生産緑地地区に係る都市計画決定された農地等は、建築物等が建てられないなどの行為制限がかかる一方で、課税評価が農地課税となるなど、税制優遇を受けられます。この行為の制限は、主たる従事者の死亡・故障、または決定から30年経過の事由をもって生産緑地の買取り申出をしない限り続くものです。

本市の生産緑地は、従事者が農業を継続できなくなったことにより、行為制限の解除手続が行われ、年々、宅地などへの転換が進んでおります。当初決定の平成4年から27年間で、市街化区域内の農地面積は約40%減少し、生産緑地は約20%減少しました。

立川市の生産緑地地区は、令和2年1月1日時点で372地区、198.08ヘクタールが都市計画決定されており、その大部分は平成4年及び平成5年に都市計画決定された生産緑地であることから、生産緑地地区の都市計画決定から30年経過後は、生産緑地の所有者は生産緑地の買取り申出がいつでも可能となるため、令和4年以降の生産緑地は計画上、不安定な状態に置かれます。

また、生産緑地地区は、決定から30年経過後は、農地課税が段階的に5年間で宅地並み課税になり、相続税等の納税猶予は現世代までとなることから、次世代までの納税猶予は受けられなくなります。

そのようなことから、国は、平成28年5月に策定された都市農業振興基本計画で、都市農地の多様な機能を評価し、宅地化すべきものから都市にあるべきものと位置づけました。平成29年5月には、都市緑地法などの一部を改正する法律が公布され、特定生産緑地制度が創設、平成30年4月に施行されました。

特定生産緑地制度は、生産緑地地区の決定から30年を経過する日までに指定することで、30年経過後も引き続き今まで受けていた同様の税制優遇措置を受けられるようになります。また、生産緑地地区の30年間の営農義務から10年間に期間が短縮され、10年経過する前に改めて農業を続けるか所有者等の同意を確認し、繰り返し10年延長できる制度です。先ほども説明したとおり、特定生産緑地の指定は、生産緑地地区の決定から30年を経過する日までに指定しなければその効力は発揮されず、30年経過後には指定することはできなくなります。

当市では、平成31年4月1日に立川市特定生産緑地指定基準及び基準要領を策定し、今年度から特定生産緑地の受付を開始しました。申請受付につきましては、申請書類の事前審査を令和元年8月から9月に行い、10月に申請の受付を行いました。事前審査では、平成4年、平成5年決定の生産緑地を所有する対象者405名のうち、266名の事前審査を行い、申請書として整った247名の申請書を受理いたしました。

それでは、前のスライドを御覧ください。本年度の申請状況については、スライド参考資料、諮問第3号関連と記載された資料及び前面のスライドを御覧ください。

今回、特定生産緑地の申請面積は131.34ヘクタールで、平成4年、平成5年決定の生産緑地地区面積に対する割合は、74%になります。申請対象者数に対する割合は、約61%になっております。

指定に当たっては、生産緑地法第10条の2第3項に基づき、利害関係人の同意が必要となります。納税猶予を受けている生産緑地地区については、市が一括して税務署長に同意を得ることとなっていることから、令和2年1月31日付で税務署長の同意を得ております。

また、特定生産緑地指定に当たっては、都市計画上の制限について変更するものではなく、都市計画決定案件ではありませんが、都市計画の決定に準じた法的効果を発生さ

せるため、生産緑地法第10条の2第3項により、市が指定しようとするときは、都市計画審議会の意見を聞かなければならないとしておりますので、御審議いただくものでございます。

今後の予定としましては、スライド参考資料、諮問第3号関連と記載された資料及び前面のスライドを御覧ください。

特定生産緑地の指定公示の予定について御説明します。本日の審議会で意見聴取を得まして、令和3年10月までに受付した申請と併せて平成4年11月5日の都市計画決定した生産緑地を、令和4年11月5日の直前に指定公示をしたいと考えております。

説明は以上でございます。よろしく御審議くださるようお願いいたします。

○古川会長　説明は終了しました。

ただいま説明がありました立川市が特定生産緑地を指定することについて、御質問や御意見等がございましたらお受けいたします。

はい、どうぞ。

○木原委員　特定生産緑地の移行につきまして、1点お伺いをさせていただきたいというふうに思います。

特定生産緑地の指定に当たっては測量が必要というような形で、農家さんが少なからず御負担を被っていたというような説明が従来あったというふうに思いますけども、市のほうとしては、簡易な測量で農家さんへの負担は限定的だという説明もあったわけでございますけども、そういった立川市が行った、簡易であっても測量というようなことをやった結果として、何か問題や課題といったようなものは見受けられたのかどうか、これについて御説明を頂きたいというふうに思います。

○古川会長　市のほうでお願いします。

○白坂都市計画課長　今回の申請に当たりまして、簡易の測量とはいえ、お願いを致しました。その結果としまして発見されたことは、生産緑地地区の範囲に不適切な利用がされていることが明確になったことでございます。その中では、相続税の納税猶予を受けている農地もあり、その場合は相続税、利子税の納付が発生するもので、所有者にとっては大きな問題になっているというような課題はありました。

以上です。

○木原委員　重ねてお伺いをさせていただきたいというふうに思います。今、御説明の中では、不適切な利用ということで、納税猶予を受けている土地ということで、そうい

ったことがあると、遑ってこういったことは課税されるようなことも起き得るというような説明だったというふうに思います。不適切という今、御表現されていましたが、不適切な理由として、具体的にどういった事例があるのか、これが御説明を頂ければというふうに思います。

○古川会長　　お願いします。

○白坂都市計画課長　　具体的な事例として写真をお見せするということは、個人を特定することがありますので、簡単なポンチ絵を用意してありますので、御覧ください。では、前面のスライドのほうを御覧ください。

まず、1例目でございます。これは、生産緑地が隣接するアパートのアクセス通路となって使用されているケースでございます。これは、完全に宅地利用となっているものでございます。生産緑地のところがアパートの入り口になっていて。通路に利用された例でございます。

続きまして、2例目でございます。こちらは、貸家の借主が無許可で増築をしてしまったということで、範囲が生産緑地まで食い込んで建てられてしまったケース、これも宅地利用ということが今回確認されたものでございます。

続いて、3例目でございます。こちらは、建築基準法に基づきます二項道路のいわゆるセットバックをした結果、生産緑地が舗装されて道路となってしまったというケースでございます。

続いて、4例目でございます。こちらは、生産緑地が駐車場として利用されているケースです。この中の事例では、生産緑地として適切な使用ができるよう改善を行っている方、元には戻せない方、こういったような事例の中で、その範囲は特定生産緑地に指定しない意向の方、分筆手続を進めている方もおります。その中で、相続税の納税猶予を受けている方がおります。原状回復できない場合は、相続税、利子税を支払うということで検討している方もいらっしゃるというふうな事例がありました。

事例紹介としましては、以上でございます。

○古川会長　　よろしいですか。

○木原委員　　ありがとうございます。事例を御説明していただきまして、ありがとうございます。

こういった不適切な利用があったということが分かったわけでございますけども、こういったことが分かったということも、立川市で簡易とはいえ測量するような方向性で

整理していった結果、今回こういうことが分かったということで、ある意味、この段階でこういったことが分かったということは、いいことなのかなというふうに思います。

本来、こういったことというのは、当然、一般的な考え方でいえば、自分の所有している土地については、どこが農地でどこが宅地と違っていうことは、恐らく把握をされているのが一般的なのかなというふうに私なんかの感覚では思うんですけども、多分、恐らく故意なのか故意じゃないのかということは、あるのかなというふうに思いますけども、こういったことが、故意じゃないにしても、不適切な利用が今あったというような事例も散見されているようでございますけども、原因としてなぜこういうことが、一般的にいえば、自分の所有物というのは把握されているのかなというふうに思うんですけども、こういったことが起きてしまう背景というんでしょうか、原因みたいなものは担当課でそういったことはお分かりになるんでしょうか。

○古川会長 お答えください。

○白坂都市計画課長 原因としましては、所有者の代替わりが進みまして、生産緑地地区の区域がしっかり引き継がれていないということが、背景にあるのかなと思っております。

今回、特定生産緑地の指定手続に当たりましては、測量の件で御負担は一定程度あったとは考えますが、所有者の貴重な財産である生産緑地の区域が明確になりました。その中でも、相続税の納税猶予を受けている特例農地では、不適切な利用があった場合、相続時まで遡って課税され、猶予されていた本来の相続税と相続期間に応じた利子税を合わせて納付しなければならないということがございます。多額の税金が課せられ、所有者の方にとっては大きな問題になることとなります。こういったことがこの時点で発見され、この時点で対処できたということは、所有者の方にとってもプラスになったのかなというところは、御負担はあったかと思いますが、そういった面もあるのかなというふうに市としては考えてございます。

以上でございます。

○古川会長 はい、どうぞ。

○木原委員 ありがとうございます。

今、説明があったとおり、いろいろ農地ということで、代が替わっていく中で、把握がし切れなくなってしまうような事例もあるのかなというふうに思います。立川市は、従来、この簡易とはいえ測量をやるのは、他市に比べて何で立川市はこの一手間を取ら

せるんだというような指摘は、農家さんからいろいろ頂いていたところでございますけれども、こういったことが特定生産緑地に移行していくというような形の最終的な部分で分かるんじゃないくて、今の段階で把握できて手が打てるということは、農家さんにとっても非常にいいことなのかなというふうに思います。

今の説明ですと、知らないまま進んでいってしまっ、仮に30年前のところまで遡っての課税なんていうことになる、結局、土地を手放さなきゃいけないなんていうことも出てくるのかなというふうに思いますと、この特定生産緑地の趣旨であります農地を保全していくと、緑地を保全していくという趣旨にも反してしまうということでございます、今回は特定生産緑地、第1期の指定ということで、令和2年度、令和3年度と、2期、3期と指定手続、進んでいきまして、400名を超える対象者のうちの相当数の方がまだこれから申請をしていくというようなこともありますので、ぜひ立川市がこの簡易ではあっても測量していくというのは、現状のこの代が替わって今、把握し切れないような部分の生産緑地を、当代の担い手の方がしっかりと把握をできるようなこと、今後も営農していくという中で、しっかりと自分の持っているものを把握していくという確認作業も含めているということを、ぜひ丁寧にこの相談があったときに説明をしていただいて、2期、3期とそういう手続、こういったことに対応していただければというふうをお願いをさせていただきたいと思います。

以上です。

○古川会長　よろしゅうございますか。

はい、どうぞ。

○上條委員　この特定生産緑地への移行については、これまでも農業を希望される方がスムーズに移行できるように、丁寧に対応をお願いをしてまいりました。今回、指定書が示されておりますが、何点かお聞かせを頂きたいと思います。

まず、特定生産緑地への申請というのは247人で、全体の生産緑地の所有者の代表者数の58.8%、平成4年、5年の代表者数の61%ということで、まだ移行がされていない方が全体数で見ると173人、それから、当面、申請が迫られている方で見ると158人ということになると思いますが、農地面積としてはどのくらいの面積になるのか、お答えを頂きたいと思います。

それから、事前審査が8月から9月にかけて行われて、266の方が事前審査を受けられたということで、ただ、申請をされた方は247人ということでありましたが、19人の方

が申請をされなかったということだと思います。この辺の理由というのはどのような理由なのか、お答えを頂ければと思います。

○古川会長　本都市計画審議会での審議事項に限っての審議にしたいと思いますが、補助的な御理解のために必要な範囲で市のほうでお答えください。

○白坂都市計画課長　それでは、今、農地面積については確認をしております。

2点目の事前審査を行った266名に対して、実際申請まで至った247名との19名の方はどういった対応だということかだと思います。こちらにつきましては、申請を頂いたのですが、例えば、先ほど御紹介したような土地利用として、農地としての肥培管理ができていない、また、位置が明確にできていないだとか、また、単純に相談ということであられて、まだ迷われていて、来年、再来年、申請したいといったような方、そういった農家の方々が19名ということでございます。

以上でございます。

○古川会長　よろしいですか。

ほかにございませんか。

ないようですので、これから採決を行いたいと思います。

○上條委員　すみません、先ほど質問させていただいた土地の面積的なことは出ないんですか。今、集計をさせていただいているということで。

○小倉まちづくり部長　上條委員、生産緑地ではなくて、立川市の全体農地といった面積という御質問でしょうか。

○上條委員　いや、生産緑地。

○小倉まちづくり部長　生産緑地でよろしいですか。

○上條委員　残っているものでという。

○小倉まちづくり部長　要は、特定生産緑地対象のうちの今回、137ヘクタールだと思うんですけども、残っている面積という、あとどのぐらい特定生産緑地になる面積があるのかという御質問でよろしいですか。

○上條委員　そうですね。残り。

○古川会長　198.09から131.34を引く数値ですね。

○白坂都市計画課長　農地の面積でございます。市内の生産緑地の面積が198.09でございますので、今回の申請、131.34との差になりますので、67ヘクタールがまだ申請等を行っていない土地ということでございます。

以上です。

○小倉まちづくり部長　すみません、若干補足させてください。

今の全体の生産緑地の中には、最近追加されたような面積がございますので、あくまで特定生産緑地は30年経過した後に移行できますので、この198ヘクタールが全てこの2期、3期の中で対象になるわけではございませんので、そこは御了解いただければと思います。

○古川会長　はい、どうぞ。

○上條委員　今、説明を頂きましたので、よく分かりました。

それで、新規のものも含んで67ヘクタールが残っているということでありまして、特定生産緑地の農業を継続をするということでの意向がある方については、漏れなく対応していただきたいと思います。そこら辺の今後の働きかけなどについてはどのようにされていくのか、お答えください。

○古川会長　市のほうでお答えできる範囲でしてください。ここの審議会の案件とはちょっと異なりますが、参考までに。

○小倉まちづくり部長　じゃあ、若干。ちょっと今回の案件とは外れますけれども、農業振興といったところにつきましては、本市の大きな課題であると。特に、法改正がございまして、貸借、農地の貸付けというのは緩和になりましたので、今後、行政としてそういったマッチング等についても積極的に関与してまいりたいというふうに考えてございます。

以上です。

○古川会長　よろしいですか。

ほかにございませんか。

ないようですので、これから採決を行いたいと思います。

諮問第3号　特定生産緑地の指定に係る意見聴取については、本審議会としては意見がないものとするに御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○古川会長　それでは、異議なしと認め、諮問第3号について、本審議会としては意見はなしとすることといたします。

次に、諮問第4号について事務局から説明をお願いします。

○白坂都市計画課長　それでは、立川都市計画道路の変更（東京都決定）に伴う意見書

の提出について説明させていただきます。着座にて説明させていただきます。

初めに、資料の確認をさせていただきます。

資料は、先ほどの諮問第3号に続けて添付してございます。事前送付した資料は、A4判横で、立川都市計画道路の変更（東京都決定）に伴う意見書の提出となります。また、本日、机上配付した資料はスライドの資料となります。

不足等はございませんでしょうか。

それでは、前面のスライドと併せて御説明いたします。

東京都では、立川都市計画道路3・3・30号立川東大和線——以下、立3・3・30号線と呼ばさせていただきます——と立川都市計画道路3・2・10号緑川通り線の都市計画変更を予定しております。現在、都市計画道路の変更について、東京都より関係市に対し都市計画法第18条に基づく意見照会が来ており、2月25日までに回答することとなっております。

まず初めに、立3・3・30号線の位置について御説明いたします。本路線は、多摩地域の南北方向を結ぶ主要路線の一つであり、起点が立川市羽衣町2丁目、終点が東大和市多摩湖6丁目となる延長約8.1キロの都市計画道路でございます。今回、都市計画変更する区間は、起点が立川市羽衣町2丁目内の都道145号線との交差点であり、終点が東大和市多摩湖6丁目の延長約7.5キロメートルでございます。

続いて、立3・2・10号線の位置について御説明いたします。起点は、富士見町2丁目、終点は曙町2丁目となる延長約1.95キロメートルの都市計画道路でございます。中央線の北側かつ立3・3・30号線の西側に位置しており、将来的に立3・3・30号線と接続する予定でございます。

次に、都市計画変更計画書案の概要について御説明いたします。

こちらは、東京都が作成した都市計画変更の計画書案です。こちらは、今回、都市計画道路の名称や位置、延長、構造などを記しております。先ほども申し上げましたが、立3・3・30号線の総延長は約8.1キロメートルですが、今回、都市計画変更する延長は、車線数を定めた延長の約7.5キロメートルでございます。

こちらでも東京都が作成した都市計画変更計画書案です。こちらは変更概要が記載されております。

まず、立3・3・30号線の変更概要ですが、大きく4点ございます。一つ目は、構造の変更、二つ目は、幅員の変更、三つ目は、一部区域の変更、四つ目は、一部車線の決

定でございます。

続いて、立３・２・10号線の変更概要ですが、大きく３点ございます。一つ目は、立３・３・30号線の構造変更に伴う支線１の廃止、二つ目は、終点位置の変更、三つ目は、延長の変更でございます。

続きまして、これらの変更概要について一つずつ説明させていただきます。

まず、構造の変更についてです。図の右側の構造の変更イメージ図がございましたが、立３・３・30号線の計画当時は、ＪＲ中央本線が高架化されておらず、立３・３・30号線はアンダーパス構造で、ＪＲ中央本線と交差する計画でした。そのため、立３・３・30号線と立３・２・10号線とは、立３・２・10号線の支線を介して接続する計画でした。ですが、現在はＪＲ中央本線が高架化され、立３・３・30号線を平面構造で整備することが可能となったため、地下構造から平面構造に変更することとなりました。

次に、幅員の変更です。立３・３・30号線の中で地下構造に対応するため、既定計画幅員が20.7メートルから33.7メートルとなっている区間が、約0.7キロメートルございます。平面構造への変更に伴い、この区間を前後区間と合わせて一律28メートルの計画幅員に変更いたします。

次に、一部区域の変更についてです。構造変更に伴い、立３・３・30号線と立３・２・10号線は平面交差となり、新たに交差点ができることとなります。この交差部の隅切りとなる箇所、図で申し上げますと、赤い楕円で囲まれた赤く塗られている部分ですが、これらの箇所は、今回、都市計画変更で立３・３・30号線に新たに含まれることとなり、区域の変更となっております。

次に、車線数についてです。当初計画決定当時は車線数を定めていませんが、平成10年に国より車線を定めることが通知されたことから、今回、変更に伴い、都道145号線の交差部から幸町５丁目付近の立３・３・３号新五日市街道線との交差部まで、約3.77キロメートルの計画幅員28メートルの部分を４車線として定め、立３・３・３号新五日市街道線との交差部から終点までの3.69キロメートルの計画幅員12メートルから22メートルの部分を、２車線として定めています。

次に、立３・２・10号線です。

まず、支線１の廃止についてです。立３・３・30号線と立３・２・10号線が平面交差することにより、立３・２・10号線の支線１の機能が不要となるため、この都市計画を廃止いたします。

次に、終点位置と延長の変更です。先ほど申し上げました赤く塗られた隅切り部が立3・3・30号線に含まれることにより、立3・2・10号線の終点が変更となります。今までは立3・3・30号線の東側の立川市と国立市の行政界が終点となっておりましたが、約40メートル西側に移動し、立3・3・30号線の西側の図で示す赤い矢印の箇所に終点と変更となります。終点の変更により延長が1,950メートルから約1,910メートルへ変更となります。

続きまして、こちらは東京都より提出されている計画図の1枚目です。図面の右側が北の方角となります。先ほどと同じ説明になりますが、赤く塗られている箇所が新しく立3・3・30号線に追加される区域であり、黄色く塗られている箇所が立3・2・10号線から削除される区域となります。

今回、大きい変更箇所はこの付近となりますが、都市計画変更される約7.5キロメートルの全ての計画図が東京都から立川市に提出されております。合計8枚ございますが、残りの図面に関しては、車線数を定めた以外に変更箇所はございません。参考に、残りの計画図を次からお示しします。

2枚目の計画図です。図面の右側が北の方角となります。1枚目の計画図の北側の箇所となります。以下、同様の方角となります。計画幅員28メートルの横に4車線と表記されております。

続きまして、3枚目です。こちら、計画幅員28メートルの横に4車線と記載されております。

続いて、4枚目です。3枚目の計画図の北側の図でございます。こちら4車線という形で表記されてございます。

続いて、5枚目です。こちら同様に車線数が記載されておりまして、こちらは2車線といった形で表記されてございます。

続いて、6枚目の計画図です。こちらが上北台の駅でございます。こちらが、やはり車線数が2車線といった形で表記されております。

続いて、7枚目でございます。こちらにつきましても、2車線という形で表記されてございます。

続きまして、こちらが最後の図面でございます。こちら2車線という形で記載してございます。

今回の東京都の都市計画変更案である立3・3・30号線の平面構造への変更と幅員を

一律28メートルにすることは、円滑な交通の誘導など、都市計画道路の機能向上に資することから、都市計画法18条に基づく意見照会に対し、意見なしで回答したいと考えてございます。

最後に、今後のスケジュールについて御説明いたします。

18条意見照会の回答締切りが来週の2月25日となっておりますので、本日の答申を受けて、都に回答いたします。その後、令和2年5月中旬に開催予定の東京都の都市計画審議会を経て、令和2年6月下旬に計画決定告示予定となっております。

説明は以上でございます。

○古川会長 説明は終了しました。

ただいま説明がありました東京都が都市計画道路を変更することに対する立川市の意見書案について、御質問等がございましたらお受けします。

はい、どうぞ。

○上條委員 今回の変更というのは、J R中央線が高架になったために、立3・3・30号線がアンダーパス、掘り割り構造ではなくて、立3・2・10号線緑川通りや立鉄中付1号線と平面で交差するということでの変更だと思います。ただ、そもそもこの都市計画道路計画というのは、1961年、今から59年も前に計画されたものであります。道路がない住宅街に道路を通す計画になっておりまして、地元住民の皆さんの大きな反対があります。

それで、計画当初からほとんど凍結状態ということで推移をしてきたわけですが、東京都が2016年3月に都市計画道路の整備方針である第4次事業化計画を決めて動き出したということで、この間、2回の説明会が行われましたが、500人を超える住民の方が参加をされています。そして、東京都の説明に対して納得できないということで、様々な角度からの質問が繰り返し行われてきたわけであります。そういう意味でいくと、住民の皆さんの反対の声というのは、回を重ねるごとに強くなっているというのが、私、実感するところであります。

まず、質問であります。こうした現状について市としてはどのような認識を持っておられるのか、お答えください。

それから、昨年3月には、この都市計画道路の都市計画変更案と環境影響評価書案の説明会が行われました。その後、意見書が東京都の都市整備局の都市計画課と環境局の環境政策課に提出をされております。都が公表しております資料を見ますと、提出さ

れた意見書への見解書というのが公表されておりますが、970件の意見書が出されております。それから、立川市長からも意見が提出をされているという、そういう記述があります。この970件の意見書というのは、私は相当数の数だなど思うわけではありますが、どのような見解を持っておられるのか、お答えください。

それから、この市長の意見というのは、どういう内容の意見が出されたのか、お答えを頂きたいと思います。

以上です。

○古川会長 では、立川市からお答えください。

○白坂都市計画課長 まず、現状、反対住民の方がいらっしゃるということの認識でございますが、少なからずともいらっしゃるということは、認識はしてございます。ただ、この路線につきましては、多摩地域の重要な骨格を形成する南北方向の幹線道路でございます。人・物・車の移動、交通処理機能を確保することはもとより、立川駅周辺の渋滞緩和に寄与し、緊急輸送道路の拡充、避難場所へのアクセス向上、延焼を遮断する機能など、様々なメリットがあるものと考えておりますので、立川市としては東京都に対しては整備のほうをお願いするという立場にいるということでございます。

環境影響評価に関する970件の意見が出されたということで、市民の方からの意見が出されたということは認識してございます。ただ、影響評価で示された内容については正しいものと考えておりますので、特段大きな影響はないものと考えてございます。

また、市長からの意見ということにつきましても、同様に問題はないということでの意見ということでございます。

以上でございます。

○古川会長 よろしゅうございますか。質問ですか。

○上條委員 質問です。

それで、今、答弁を頂きました。それで、一つ、この評価書案の絵の中で示された住民の意見というのは、こういう内容であります。

この都市計画道路の計画は、1961年、58年も前につくられたもので、策定当時とは状況が随分変わっていると思います。畑や林だったところに多数の住宅などが建っています。また、人口減少が進んでおり、当然のことながら、車の量も減ってきます。当初の幅員が5メートル減って28メートルになっても、この道路ができることで立ち退かなければならない住宅は、都の説明でも150軒以上になるとのことでした。現在の道路を拡幅

するだけでなく、道がないところに道路を造る計画であり、住民の生活や環境を破壊することになります。町が分断されることになります。こんなことは住民として納得できません。

これが総論としての意見であって、その後、環境アセスメントについての大気汚染ですとか、そうした基準が非常に甘い、特に都市計画道路建設ということで、いわゆる生活環境の基準よりも緩和された特定基準を使ってクリアだというふうになっているということで、ここら辺も批判する、そういう意見が出されております。

○古川会長　質問ですよ、この時間は。

○上條委員　はい。970件出されたうちの意見の多数がこういう反対の意見だということとを指摘をしておきます。

それから、市長の意見も、そういう意味でいくと、住民のそうした意見を踏まえていない意見ではないかなと思うわけであります。

○古川会長　さっき言いましたように、質問をしてください。

○上條委員　質問です。

それで、今、こういう都市計画道路の計画というのが全国的にどうなっているのかという状況であります。国土交通省が見直しの方針を打ち出しておりまして、全国的にも見直しが行われております。名古屋市では13路線の廃止が行われて、8路線の変更手続が行われています。この中には、事業化が行われて、実際に公園の中に道路の橋脚を造りながら、住民の皆さんの反対で廃止になった、こういう計画もあります。まちづくりは住民の皆さんの理解と協力がなければ進まないと思うわけですが、どのように考えておられるか、お答えください。

それから、この審議会に提案されている市長の意見であります、意見書の提出について、本件についての意見はありませんという、そういう内容ですが、都知事に意見表明をするというのであれば、やはり住民の声を代弁をして意見表明を行うべきだと思いますが、意見がないというのでは、都知事にはこれだけ大きな反対の声があっても、住民の声というのは届けられないと思いますが、見解はないでしょうか。

○古川会長　何回も申し上げましたが、こちらは意見表明の場ではありません。

○上條委員　ですから、どのような意味を都知事に伝えようとしておられるのか、お答えを頂きたいと思います。

○古川会長　今の御質問はちょっと質問とは認められないので、さきの質問にだけお答

えください。全国的な見直しの事例を伺うという御質問ですね。

- 白坂都市計画課長　都市計画道路の在り方であったり見直しについてでございます。
都市計画道路、昭和30年代から都市計画決定はされているものが多いかと思います。
ただ、都市計画道路について、やはり都市の骨格として必要なものというふうに認識して
ございますので、必要なものについては当然整備をしていく。ただ、その中で、東京
都と市町村におきまして、昨年、令和元年11月に、東京都における都市計画道路の在り
方に関する基本方針というのを発表させていただいています。本日は、都市計画道路の在
り方ということで、こういった形で配らせていただいております。

こういった中で、あらゆる視点からその都市計画道路が必要かどうかというのを再検
証を行っております。立川市においても1路線ほどそういったような対象路線がござい
ます。そういった意味では、都市計画道路として必要なものは整備する、それ以外につ
いて、必要性については改めて再検証して、その幅員であったり機能であったりという
のを再確認というのは、現在も行っております。

以上でございます。

- 古川会長　ほかにございませんか。

それでは、ないようですので、これから順次、討論、採決を行いたいと思います。

それでは、まず、都が都市計画道路を変更することに対する立川市の意見書案につい
て、討論はございますか。

はい、どうぞ。

- 上條委員　私は、提案されている意見はありませんという内容では、計画どおり進め
てくださいということになると思います。やはり住民の皆さんの声というのは、この立
3・3・30号線についてはやめてもらいたいというものであります。少なくとも、現状
を正確に見るならば、そういう反対の声が多いということを、しっかりと意見書には意
見として提出をすべきだと考えます。

以上です。

- 古川会長　ほかにございませんか。

はい、どうぞ。

- 小松委員　座ったままで失礼いたします。

かねてから立川は南北に通じる線が弱いです。これだけ人の流入があって、車が絶え
ず駅前には渋滞している現状を見れば、反対するという考えがよく分かりません。都市機

能を充実させるという面では、東京都の計画どおりぜひ進めていただきたいというふうに思います。

以上です。

○古川会長　ほかに。どうぞ。

○山本委員　私は、上條委員と同様に反対いたします。先ほどの討論にあったように、南北の交通の問題というのは確かに大きな問題だと思います。こちらの意見書にある都市計画道路の機能の向上や円滑な交通の誘導というのも、それはそれとして事実だと思います。しかし、この計画道路自体は、かなりの多くの人に対してその土地からの立ち退きを求めるものですし、私自身、説明会にも足を運ばせていただきましたけど、現状としてはなかなか住民の理解を得られている状況だというふうには思いません。そういったのをきちんと踏まえて意見を出すのであれば、そういうふうな回答をするべきだと思いますので、こちらの意見なしという回答については反対させていただきます。

以上です。

○古川会長　ほかにございませんか。

それでは、次に採決を行いたいと思います。

諮問第４号　立川都市計画道路の変更(東京都決定)に伴う意見書の提出については、原案のとおりとすることに異議ございませんか。意見なしという意見ですね。

(「異議あり」と呼ぶ者あり)

○古川会長　それでは、異議がございますので、賛否を伺いたいと思います。

諮問第４号について、原案のとおりとすることに賛成の方は、挙手をお願いします。

(賛成者挙手)

○古川会長　それでは、賛成者多数と認めます。

それでは、過半数の賛成ということで、都市計画審議会条例第７号３項の規定に基づいて、諮問第４号については原案のとおりとすることといたします。

それでは、この場で答申をお渡しすることになりますので、事務局で答申書を作成していただく間、暫時休憩といたします。５分程度いたしますので、１１時に再開したいと思いますので、数分間いたします。

(休　憩)

○古川会長　それでは、休憩を解いて会議を再開いたします。

まず、ちょっと市のほうから先ほどの答弁について補足答弁があるということで申出

がありましたので、市のほうからまず補足答弁をさせていただきます。

○白坂都市計画課長 答弁内容について訂正をさせていただきます。

立川市長からの意見の内容ということで、先ほど問題ないということでお答えさせていただきました。詳細な意見の内容が確認できましたので、御説明いたします。

環境影響評価書の案に対する意見はございません。なお、事業実施に当たっては、地域住民からの意見、要望について誠意を持って対応し、理解と協力を得られるとともに、環境保全に万全の措置を講じられたい、といった形で意見を出してございます。

以上でございます。失礼いたしました。

○古川会長 それでは、答申書を読み上げ、市長に提出いたします。

都市計画について答申。

立川市長 清水庄平殿。立川市都市計画審議会会長 古川公毅。

令和2年2月18日付立ま都第1899号により立川市長から諮問のあった下記の事項について、2月18日開催の当審議会において、本市の実情を熟慮の上、各委員が忌憚なく意見を述べ、この案件を慎重に審議した結果、下記のとおり答申する。

記。

答申1、諮問第2号 建築基準法第51条ただし書きの規定に基づくごみ焼却場の敷地の位置について、都市計画上支障がないと認める。

2、諮問第3号 特定生産緑地の指定に係る意見聴取について、意見はないものとする。

3、諮問第4号 立川都市計画道路の変更（東京都決定）に伴う意見書の提出について、原案は妥当である。

以上です。

○清水市長 ありがとうございました。

○古川会長 以上で案件審査会を終了させていただきます。

○白坂都市計画課長 ここで市長は公務のため退席させていただきます。

(清水市長退室)

その他の議事録については、省略

○古川会長　それでは、本日の議事は全て終了いたしましたので、立川市都市計画審議会を終了いたします。

本日はどうもありがとうございました。

閉会　午前１１時１８分